ヒュウガプランニングサポーター規約

この規約は、ヒュウガプランニングサポーター（以下「サポーター」という）の活動が多くの共感を集めながら永く続くことを願い、また迷いあるときの会員のよりどころとなることを期して定めるものである。

（設立の趣旨）

第１条　このサポーターは、伝統文化の継承やこれから歴史を刻もうとする地域文化の発展の一端を担う財団法人日向文化振興事業団（以下「財団」という）の自主文化事業にさまざまな形で参加することをはじめとして、芸術文化に触れる喜びをわかちあう仲間として、またそれを楽しむ人々をささやかながら支えていく仲間として集い、楽しく気軽に地域文化を考え、活動する会として設立する。

（活動）

第２条　このサポーターは以下の活動を行う。

（１）財団自主文化事業や会館運営に対し率直な意見や注文をつけるための会議の開催等。
（２）依頼のある財団自主文化事業の運営に参加し、観衆や出演者等の快適感の創出を手伝う活動。
（３）会員相互の理解と親睦を深めるための活動。
（４）その他、設立の趣旨にそった活動。
（５）何はともあれ楽しむ。

（会員）

第３条　このサポーターの会員は、設立の趣旨に賛同し、主体的、継続的な活動の意思のある者とし、年齢、性別、住所等は問わないものとする。

２　ただし、会員は都合のつく日時等、可能な範囲の活動参加でかまわないものとする。

（役員）

第４条　このサポーターにつぎの役員を置

イ．会長１名　ロ．副会長１名　ハ．会計１名　ニ．書記１名　ヘ．監査２名

２　役員は、総会において会員の互選により選出する。

３　役員の任期は２年とし、任期が満了した場合も後任者が就任するまではその職務を行う。また、再任を妨げない。

４　補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

（会議）

第５条　このサポーターの会議は、会長が召集し、つぎにより行う。

（１）定例会を月１回、計年12回開催する.
（２）総会を年１回開催する。総会の議決には、出席会員の過半数の出席を必要とする。
（３）会長が認めたときには臨時総会・定例会を開催することができる。

（会計）

第６条　このサポーターへの寄付金等は、このサポーターの運営および活動を円滑にするための経費に充てる。なお、会計年度は４月１日から翌年３月31日までとする。

（その他）

第７条　この規約に定めるもののほか、このサポーターの運営に必要な事項は、定例会の承認を得て定めるものとする。

附則　この規約は平成１４年　９月　６日より施行する。